

① どんな改正？

改正消費者契約法が2017年6月3日から施行されます。契約の取消し類型や、無効となる条項の追加など消費者保護が拡大されました。

② 影響は？

消費者契約法の適用対象は広く、金融商品取引も対象になります。いったん結んだ契約が取消され、または無効となると、事業者・消費者の双方に大きな影響を及ぼすことが想定されます。改正の内容をしっかりと把握することが必要といえるでしょう。

ら施行されることとなった。

今回の改正では、①消費者契約の取消しに関する改正と②契約の無効に関する改正が行われた。今回は①について解説する。

過量な内容の契約の取消し (過量契約の禁止)

(1) 改正の概要

改正前の消費者契約法では、取り消せる消費者契約の類型は、事業者が①不実告知(重要事項について事実と異なることを告げること)、②断定的判断の提供(将来の値上がりなど不確実なことについて断定的な判断を示すこと)、③不利益事実の不告知(重要事項について消費者の利益となる旨を告げないこと)、④不退去または退去妨害(事業者が退去しないまたは消費者を退去させないこと)の行為を行うことにより、消費者が契約を結んだ場合に限定されている(図表1)。しかし、これらの類型には該当しないが、高齢などのため判断能

力が低下しているような消費者につけこんで、不必要な商品を大量に購入させる消費者被害が発生していることから、今回の改正では、取り消せる消費者契約の類型として「過量契約」が新設された。

(2) 「過量契約」とは

①契約の目的となるものの過量性「過量契約」とは、消費者契約の目的となるものの分量等(分量、回数、期間)が、その消費者にとっての通常の分量等を著しく超えていること(過量性)を事業者が知りながら、消費者を勧誘して結ばれた契約をいう。

過量性が認められるかについては、消費者契約の目的となるもの内容(性質、性能、用途等)、取引条件(価格や大量購入割引等)、消費者の生活の状況(一人暮らし、生活上の利用頻度等)、その生活状況についての消費者自身の認識などの事情から判断される。

例えば、今回の改正が念頭においている典型事例は、高齢者に対して着物や宝飾品などの高額な商

消

費者契約とは、消費者・事業者間で結ばれる契約をいい、これに該当すれば広く消費者契約法が適用される。

この消費者契約法の改正法が2016年5月25日に成立し、一部を除いて、2017年6月3日か

品を大量に販売するような例である。消費者庁が公表している一問一答では、「一人暮らしでめったに外出しない消費者に対して、何十着もの着物を販売するような場合」の例について、そのような消費者は「せいぜい数着の着物を所持していれば生活をする上で足りるはずであり、何十着という分量は当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超える」としている。②ほかの契約と合わせて過量となる場合も

だけでなく、その消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする契約(同種契約)との合算で認められる場合もある。例えば、前述の着物販売の例で、一回の契約で一着ずつ販売した場合、一回ごとの数量は過量とはいえないとしても、それまで販売してきた着物の数を合算すると数十着に達するような場合には、一人暮らしでめったに外出しない消費者にとって通常の分量を著しく超えた分量を販売しているといえ、過量性が認められうる。

同種契約にあたるかについて一問一答では、「消費者契約の目的となるものの種類、性質、用途等に照らして、別の種類のものとして並行して給付を受けることが、通常行われているかどうか」によって判断され、例えば、ネックレストとプレスレストはいずれも身を飾るための装身具であり、通常は同種と判断されるとしている。③事業者の認識は消費者が立証しなくてはならない

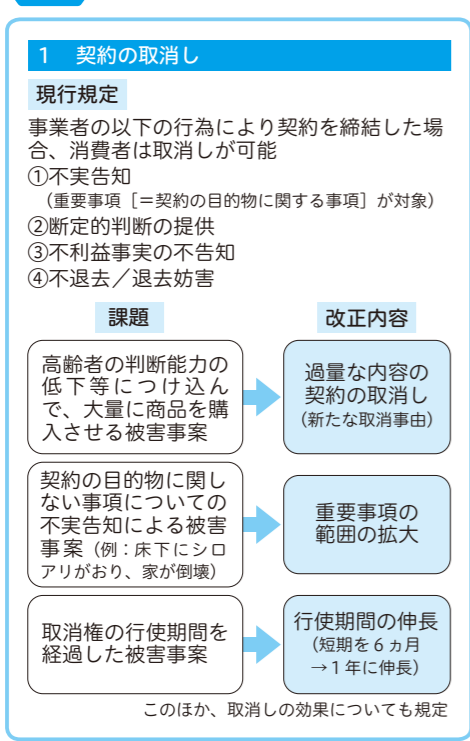
2 重要事項の範囲の拡大 (不実告知類型)

(1) 改正の概要

重要事項は、不実告知、または不利益事実の不告知の類型で問題になる。

現行では、重要事項とは、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについての①質、用途その他の内容、または②対価その他の取引条件であつて、消費者の契約締結の判断に通常影響を及ぼすものとされている。例えば、業者が消費者の家を訪問し、「床下にシロアリがいるのでこのままでは家が倒壊する。よく効く駆除剤がある」といって駆除剤を売りつけた例で、その駆除剤がまったく効き目のないものであった場合は、消費者契約の目的となる物品の質を偽っているので①にあたる。

図表1 改正消費者契約法の概要(契約の取消し)



(出所) 消費者庁「消費者契約法の一部を改正する法律(平成28年法律第61号)」概要に基づき作成

のであることから、事業者自身が過量性を基礎づける事情を知っていたことが必要とされており、消費者側が立証しなければならない。例えば前述の着物販売の例では、その消費者の生活の状況として「二人暮らしでめったに外出しない」ということを事業者が知っていたことについて、消費者が立証する必要があるだろう。

シンクタンク研究員による

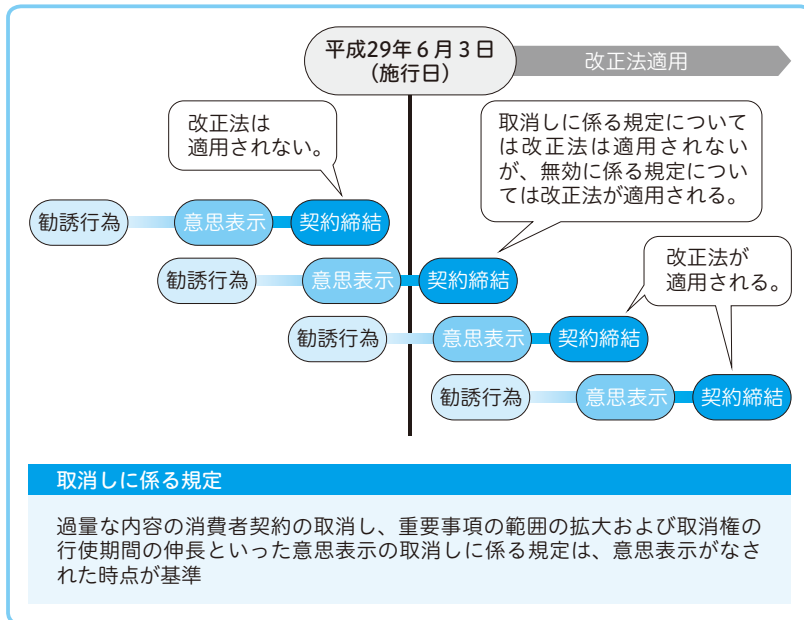
読み解き! 最新制度

Vol.26

「過量契約」も取消しの対象に

——消費者契約法の改正①契約の取消し

図表2 改正法の適用基準時



(注) 無効に係る規定については次回解説する。

(出所) 消費者庁「一問一答 消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）」に基づき作成

身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」も含まれるとされた。

的となる駆除剤の質や売買価格に嘘はなかったが、契約の前提とした「床下にシロアリがいるのでこのままでは家が倒壊する」という事情が嘘であった場合、①、②にはあたらぬ。しかし、この事情

(2) 具体例

前述の事例で、消費者契約の目

は消費者の家の倒壊を回避するために駆除剤が通常必要と判断される事情といえるから、③にあたり、取り消すことができる。

3 取消権の行使期間が1年に延長

現行では、消費者が契約の取消

権を行使できるのは、「追認できる時から6カ月間」とされている。追認できる時とは、例えば過量契約であれば消費者がその契約が過

量な内容であることを知ったときをいう。今回の改正で、この期間が「追認できる時から1年間」に延長された。

なお、取消権の行使は、「消費者契約を結んだ時から5年間」の間にする必要があるので、注意が必要である。

4 消費者の返還義務は現存利益のまま



小林 章子 ● こはやし・あきこ
大和総研 研究員 弁護士
金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」法人投資家のための証券投資の会計・税務（いずれも共著 大和証券刊）。

現行の民法上、契約が取り消されると、消費者は、現存利益（得た利益のうち手元に残っているもの）の範囲で返還義務を負う（ただし、取消原因があること（過量契約にあたることなど）を知らなかった消費者に限る）。

現在国会で審議中の民法改正案では、消費者は原状回復義務（契約前と同じ状態に戻す義務）を負うこととされているため、消費者の返還義務を引き続き現存利益に限定する規定が追加された（改正民法の施行日に施行）。

5 改正法の適用基準時

改正消費者契約法の適用基準時は、契約の取消しに係る規定と無効に係る規定とで異なっている。過量契約など契約の取消しに係る規定は、意思表示がなされた時点が基準となる（図表2）。